

## 鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第10回/家裁第11回)

### 1 開催日時

平成20年12月18日(木) 午前10時から午後0時まで

### 2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(地裁委員) 江口まさよ, 乙守三千代, 片山良広(委員長), 辰村吉康, 寺尾美保  
中村憲一, 平島正道, 増田秀雄

(家裁委員) 片山良広(委員長), 鈴木千帆, 高田慶子, 橋爪香苗, 藤崎竜子  
光安善樹, 村山洋介, 森 雅美

### 4 議事

(1) 新委員自己紹介(村山洋介)

(2) 議事

別紙のとおり

(○委員長, ■A~F委員, ●事務局, ▲裁判員調整官, △裁判員係長)

(3) 次回期日

平成21年5月21日(木) 午前10時から午後0時まで

(4) 次回テーマ

未定

(別紙)

**【今回テーマ】**

**裁判員制度について**

- それでは、これより議事を始めさせていただきます。

本日の委員会では、前回に引き続き裁判員制度をテーマに取り上げることにしています。

本日の具体的なスケジュールは、席上に配布しておりますタイムテーブルを御覧ください。

ここに記載しました「裁判員制度に関する広報活動について」、「裁判員制度を取り巻く現在の状況について」、「選任手続当日の受付（接遇）について」の3つの議事について意見交換をしたいと考えています。

まず、前回の委員会で、皆様から広報の在り方に関して貴重な御意見をいただいておりますので、これまでの広報活動の概略を事務局から報告してもらいます。

- 裁判員制度に関する広報活動について報告いたします。

5月22日に開催した今年度の第1回委員会後に実施した広報活動としては、いわゆる一般的な制度説明を本庁、支部、独立簡裁別に行いました。これには、裁判所において庁舎見学とセットに説明の時間を設けさせていただいたものと、裁判所外に向いて説明会を行ったものがあります。

まず、本庁実施分ですが、7月～9月の夏期期間中を除けば、ほぼ毎日のように説明会を行って参りました。実は、今年度の第1回委員会で、施行まであと1年となり、説明会の依頼が激増していると申し上げましたが、施行までにあと6月という現時点では、更にこの傾向は強まっています。当初は、こちらから、企業等を訪問し、説明会を開催させていただきたいとお願いしても、全く反応がなかったのが、現在は特に依頼をするまでもなくひっきりなしに申し込みをいただいているという状況です。また、これまでは勤務時間内での依頼が多かったのですが、最近は午後5時以降や休日での実施依頼が目立って増えております。これは、平日の昼間は時間的に余裕がない企業等にお勤めの方からの依頼が増えてきていることが関係しているものと思われます。一方で、企業等の使用者サイドからも裁判員制度の説明会の依頼や裁判員休暇の導入に関する問い合わせも増えておりますので、実施がいよいよせまってきたという空気をひしひしと感じております。

なお、原則としてどのような少人数の依頼でも応じることにしていますし、説明するに当たっては、責任ある説明をさせていただくために、幹部職員以上の者を講師として派遣しております。また、常に最新の情報を提供できるよう研修を行い、いかなるニーズにも応えられるよう努力しております。

ところで、裁判員制度の広報に関しましては、法曹三者のネットワーク（推進地方協議会）というのがありまして、それぞれの、あるいは連携しての広報活動を効率的に行うために、月1回の会議で広報戦略を練っていますが、鹿児島地方検察庁からも、説明会の依頼に関しましては、これまで述べさせていただいたことと同様の傾向が見られると聞いています。

次に、管内における説明会の実施について報告いたします。管内には5つの支部が

あり、昨年後半に、全支部でフォーラムを開催しました。これは、裁判員は県内全域から選定されることから、説明会を実施している地域をこれまで力を入れていた鹿児島市近郊から県内全域に広げていかなければならない状況があり開催したものです。そして、最近では支部でも説明会実施の依頼が増えている状況です。

最後に独立簡裁での説明会の実施状況を報告いたします。独立簡裁の所在地は人口が少ないことから、説明会実施の依頼はほとんどありません。ただ、裁判員に選任される確率は鹿児島県の何処に住んでいても同じですので、この地域においても説明会を実施する必要性は高く、地元自治体や企業に対し積極的に説明会を実施させていただきたいとの要請を行っています。現時点で、5庁の独立簡裁で説明会を実施、あるいは実施する予定となっています。

裁判員制度の説明会につきましては、来年5月の施行日が近づくとともに、実施依頼がますます増加するものと思われまますので、それに対応できるよう、講師のスタッフ枠を広げるなど準備も行っておりますし、推進地方協議会でも、都合が付かない場合には、お互い協力態勢をとることで協議が調っています。

次に、説明会の他に実施した広報活動としては、主に実施目的が模擬裁判のように広報以外にあるものもありますが、いずれも、マスコミ（テレビ、新聞）に取材依頼を行い、報道状況の欄に記載していますように大きく取り上げていただきました。それにより実施そのものでの広報効果に加えて、マスコミ報道による波及的な広報効果がありました。

なお、最近の傾向として、実際に裁判員を体験したいということでしょうか、DVDを利用した模擬評議の依頼が増えています。

次に委員の皆様から出された意見に対する取組状況を説明いたします。5月の委員会で、裁判員制度の「広報こうあるべき」という、貴重な意見をいただいたので、どのように反映させたかを報告いたします。

#### 1 法教育を充実すべきという意見について

鹿児島市及び鹿児島県の教育委員会への働きかけ（生徒に対する就職説明会への参加要請、教師への説明会要請、研修会への参加要請等）を強化しました。これは検察庁が中心となって取り組んでいます。

#### 2 パンフレット類の活用

パンフレット類につきましては、一部を除いて、配布数が限られているため、残念ながら、多くの場所に大量に備え置くということができません。したがって、これまで備え置かせていただいていた県内の自治体や公的機関における利用実績等を調査するなどして、広報効果が上がるように、きめ細やかな備え置きを行いたいと考えています。広報担当者としては、出張等で地方に行きますと、裁判員制度のパンフレットがどのように置かれているのかが気になるので、自治体等に立ち寄りみるのですが、多くは他の機関等のパンフレットの中に埋もれている状況にあります。そういった現状を目の当たりにすると、備え置きはやめて、すべて街頭で配ったりする方が少しでも効果があるのではないかと思ったりもします。なお、これも、検察庁と調整して備え置く場所が重ならないよう注意しております。

#### 3 情報誌（特に女性向けの広報媒体）を通じての広報展開について

鹿児島の情報紙（リープ、タウン情報鹿児島）等に当たってみました。広告料との関係で、いまだ実現していません。

なお、中央の方で、メディアミックス企画として、雑誌への広告企画が積極的に行われていますので、要望は伝えてあります。

4 キャラクターの強いスタッフの活用（ワイドショー、報道番組への出演）について

そもそも裁判所は報道番組等への出演機会というのがなかなかありません。仮にあってもトップということで所長に限定されることが多い状況です。本件につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

なお、検察庁には「かちけん君」という着ぐるみのキャラクターがありますので、法曹三者での広報にはできるだけ出演してもらっています。

5 ビデオ「審理」の活用について

これは、意見を取り入れて、説明会等で一人一人に配布できる数を用意しました。

6 多数の参加が見込める団体に対する広報（PTA等）について

研修の一環として、各地区のPTAの団体が連日のように来庁されて、制度への理解を深めています。

7 マスコミとのタイアップについて

5月の委員会においても、マスコミの広報効果は絶大であり、今後は最優先で協力をお願いしたいと申し上げ、具体的な協力を依頼しましたところ、マスコミ側においても、タイミングや機会があれば是非にと、快く引き受けていただきました。現在、地元新聞紙上での法曹三者のトップによる新春対談記事掲載と、地元テレビ局での裁判員制度特別番組が予定されています。その他にも、地元新聞紙には、裁判員制度Q&Aといったミニ連載を掲載していただいています。また、中央でもマスコミへの協力依頼ということには力を入れており、全国紙に一面広告を掲載したり、11月17日には新聞への折り込み広告も行いました。全国で36,000,000セット、鹿児島でも、395,000セットが配布されています。そのほかに、テレビCMも流されています。

8 デパートや駅前での広報について

10月7日の法の日週間行事として、法曹三者で天文館周辺3ヶ所において、パンフレットやグッズを配布しました。ちなみに、中央駅や大規模ショッピングセンター等での実施を検討してみたのですが、予算不足で実現できませんでした。

9 その他、バスや離島を結ぶ船の側面に上戸彩さんのポスターを掲載したり、市電で裁判員制度への理解を求める車内放送が行われました。

○ 模擬裁判の取組状況として、11月23日に実施されました志學館大学における模擬裁判について、地裁委員のA委員に御報告をお願いしてよろしいでしょうか。

■A 11月23日の模擬裁判では、裁判所、検察庁、弁護士会の法曹三者の方々に大変お世話になりました。

私どもの大学には法学部の学生もおりますので、裁判員制度については3年前から啓発に努めてきました。今回で3回目になるのですが、模擬裁判は、夫からDVを受けていた妻が息子の進学問題で夫と口論となり、刃物で切りつけ傷害罪に問われた事

件で行われました。

裁判員は、一般市民の方々からの公募を行い、4名の一般市民の方々と2名の学校関係職員で構成しました。会場には、一般の方々が250名も参加していただき、うれしく思いました。

過去2回の経験から、裁判員の方々は評議に入ると発言をしていただけないことが多く、今回は事前にリラックスして自由に発言していただくようお願いしていましたが、これまで同様なかなか最初は発言をしてくれませんでした。それでも裁判官の丁寧な説明により、次第に発言されるようになりました。

また、授業で学生を6組に分け、同じ事件のビデオを視聴した後、評議をした結果、判決にばらつきが出ました。それが、裁判員制度の狙いかもしれませんが、それが不安を感じる要因の一つではないかなと思いました。

今回のアンケート結果の集計はできていませんが、機会があれば裁判員裁判に参加したいという回答も多くあったと聞いています。

当初、広報活動を始められたころとすると、随分浸透してきているという印象を持ちました。

○ ただいまのA委員及び事務局からの報告につきまして、御意見、御感想等ございませんでしょうか。

■A 法曹三者それぞれによる広報活動については、いつまで行うのでしょうか。来年5月21日で終わりなのか教えてください。

● 広報活動は定着しつつありますが、今後どうするかは、法曹三者でも協議したいと思います。

○ 裁判員制度の実施後は、いろいろな課題が見えてくるのではないかと思います。広報活動によって何かできることが出てくるのではと思いますので、広報活動は継続的に行っていかなければならないと考えています。

■B 事務局の方で、前回の委員会で要望等のあった件について、詳しく御説明をいただきありがとうございました。

実際の裁判のニュース等で法廷撮影の部分が報道されますが、今後、裁判員裁判がスタートした場合も、裁判員が入った状況で撮影したものが報道されるのでしょうか。

○ この件に関しては、報道関係の団体と最高裁とで協議していると聞いています。

■B よく世間に知られているニュースキャスターや芸能人等の有名人は、裁判員を辞退できないのですか。

○ 裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、引き受けたくないという理由だけでは辞退することはできません。

国民の皆さんの負担が重くならないようにとの配慮から、法律で辞退事由を定めていますので、御理解と御協力をお願いします。

■A 法廷で裁判員が顔を見られることを望まないということになると、報道機関の方でどのように扱うか検討すべきことになるのでしょうか。

○ 裁判員が危害を受けるおそれのある事件については、当初から裁判官だけで審理することができます。いろいろと心配されることは分かりますが、警察等、関係機関の協力により安全を確保できるものと考えています。組織的な犯罪でなければ、個人へ

の攻撃はないと思います。

広報活動については、裁判員制度の実施後において見えてくる課題もあろうかと思  
いますので、今後も可能なことは行っていきたいと思

いますので、今後も可能なことは行っていきたいと思

いろいろな御意見等、ありがとうございました。

では、次の議事に入らせていただきます。  
ニュース等で御存じとは思いますが、先月11月28日に裁判員候補者に対して「名  
簿記載通知」が発送されましたが、その状況を中心に裁判員制度を取り巻く現在の状  
況等を事務局から説明してもらい、御意見、御感想等をお聞かせいただきたいと思います。

- お手元に配布いたしましたのと同じ通知が、11月28日一斉に、全国約29万5  
千人に発送されました。受け取った候補者からの問い合わせを各地の裁判所が処理す  
るとなると、通常業務が麻痺してしまうおそれがあったことから、民間会社に委託し  
てコールセンターを立ち上げ、問い合わせはそこで一手に引き受ける態勢を整えてい  
ました。

コールセンターへの問い合わせは、11月29日から12月13日の間で総計で2  
9,931件あり、ピークは12月2日の4,731件でした。

候補者数の割合に対して問い合わせが最も多かった県は山口県で、候補者数2,4  
00人に対し247件の問い合わせがありました。また、鹿児島の場合は、候補者数  
2,300人に対して201件の問い合わせがありました。問い合わせ内容では、「裁  
判員を辞退できるのはどのような場合か」が5,638件で最も多く、続いて「辞退  
を申し出ない場合は調査票を返送しなくてもよいのか」が2,641件でした。

当庁は、10月1日から裁判員制度を専門に取り扱う裁判員係が設置され、裁判員  
調整官が置かれましたので、鹿児島地裁における状況を裁判員調整官から説明いたし  
ます。

- ▲ 鹿児島地裁における裁判員候補者からの問い合わせにつきまして、2,300人の  
裁判員候補者へ通知しましたので、殺到することも予測していましたが、コールセン  
ターでの対応がうまく機能し、鹿児島地裁としては電話照会が53件、来庁された方  
が7件の合計60件でした。ピークは、12月1日から12月5日でした。

問い合わせ事項で最も多かったのが、高齢者による辞退事由に関するものが29件  
あり、次いで調査票の記載方法の20件、制度内容の説明の10件でした。また、そ  
の他の問い合わせで、是非裁判員になりたいという方もありました。

なお、裁判員候補者名簿に登録されたことを公にすることは法律上禁止されている  
ことを申し添えます。

- それでは、ただいまの事務局等の説明を踏まえて、御意見、御感想等をいただき  
たいと思います。

- A 鹿児島で2,300人に名簿記載通知が発送されたわけですが、調査票の回収率を  
教えてください。

- ▲ 調査票の回収は最高裁の方で行いますので、現時点では分かりません。

また、すべて回収するのではなく、調査票の1（裁判員になることができない場合）、  
2（裁判員になることを辞退できる場合）、3（裁判員になることが特にむずかしい

特定の月がある場合), 4 (住所変更), 5 (氏名変更) のいずれの場合にも当てはまらない方は, 返送していただく必要はありません。

■C 裁判員候補者に選ばれた人は, このタイミングで制度のセミナー等を受けられればと思います。

○ 裁判所の方で裁判員候補者を積極的に集めてセミナーを個別に実施することは, 裁判員候補者の方を特定して公にすることになりますので, 問題があります。しかし, 裁判員候補者が個人的に裁判所にお越しになり, 制度の説明とか法廷見学等の希望をすれば, 積極的にお受けできると思います。

また, ホームページ上でも御案内をし, 一般の方々を対象とした「きて!みて!裁判所 day」を毎月, 第3金曜日に開催していますので, そちらの方に参加していただければ結構かと思います。

引き続きまして, 当庁で本年10月16日に行われました模擬選任手続のオリエンテーション部分を収録したDVDを視聴していただき, その後, 事務局の方から概要を説明して, 御質問, 御意見等をお願いしたいと思います。

(DVD視聴)

△ 選任手続でのオリエンテーションで苦労している点について述べさせていただきます。

オリエンテーションは手続説明ということですので, 要領よく, 必要最低限のことだけスッキリと説明することも一つの方法なのかも知れませんが, 手続に参加する裁判員候補者の方は, これから何が始まるのか, どのような手続があるのか, 不安に思われている方がほとんどだと思いますので, そういう不安感であったり, 精神的な負担をできるだけ解消しようという思いから, 丁寧に詳細な説明を心掛けるようにしています。

しかしながら, 模擬裁判の参加者のアンケートを見てみると, 「丁寧すぎる」という意見をいただいたりもします。その辺りのバランスというか, 何を伝えればよいかという点については, 今後, 検討すべき事項だと思います。

○ ただいまの説明を聞いて, 何か御意見等はありませんか。

■A オリエンテーションの質疑応答の時間の中で, どのような質疑があったのか教えてください。

△ スケジュールの説明に関する意見が多かったように思います。スケジュールについて「詳細な説明をしてほしい」とか, 「前のスクリーンに表示したり, 部屋に貼り出してほしい」とか, 「事前に配布してほしい」等の意見がありました。

■D 選任手続の際に記載する質問票で, 被告人と関係があるとか嘘を書いた場合, どのように判断するのでしょうか。すべてくじから除外するのでしょうか。

○ 記載内容は, 記載する方の良識にお任せすることが基本ですが, 質問票に記載した後, 裁判長から質問する手続があります。虚偽の内容を記載してはならないとの法律もあります。

■B 虚偽の記載等をして, 事件関係者が裁判員にまぎれ込むという懸念はないのでしょ

うか。

- E そのような場合は、裁判員法41条1項8号による解任事由に当たりますので、発覚した時点で、裁判員をやめていただくこととなります。また、そのような裁判員を含む合議体により判決まで至った場合は、刑事訴訟法377条1号による控訴理由に当たります。
- 検察庁や弁護士の方でも事件関係者の情報を持っていると思いますので、この点からも事件関係者がまぎれ込まないように事前に防止できるかと思います。
- E 質問手続において、裁判長からは、被告人や被害者と関係がないかどうか、不公平な裁判をするおそれがないかどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて、質問をすることとなります。
- C 一般の人は、どうしてそのような質問をされるのか、その理由があまり分からないので、丁寧にその説明をする必要があると思います。
- E 質問手続においては、裁判員候補者にあまり詳しくお聞きすることはないと思っています。裁判員の選任は、基本的には無作為抽出ということとなります。
- A 選任手続期日に裁判所に出て来られる方は、事前に調査票などで障害事由などがクリアになっている方だと思いますので、ある程度、参加に意欲のある方が多いのではないかと思います。
- D くじから外れて裁判員に選ばれなかった場合、その理由を聞きたいということも考えられますが、理由を教えてもらえるのですか。
- E 選ばれなかった理由は説明しないこととなります。その点は、まさに裁判員候補者に対する接遇の在り方に関することとなりますので、御理解をしていただくよう裁判所職員が接していかなければならないと考えています。
- F 裁判員を選任するくじとは、どのようなくじになるのでしょうか。
- △ パソコンのシステムを利用して、必要な人数を入力して、無作為に抽出することとなります。
- それでは、予定していた時間が参りましたので、これで委員会を終了させていただきます。本日は、貴重な御意見を伺うことができました。裁判員制度が定着するよう、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

(以上)